

いなべ市新斎場建設に係る基本計画策定
及び事業方式選定支援業務

仕様書

いなべ市
環境部 環境政策課

1 目的

本業務は、いなべ市（以下：本市という）の新斎場について、火葬場を構成する各種施設、設備の規模、構造等を決定し、各施設の基本的事項を取りまとめ、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、PFI法）に基づき民間の資金や知見を活用する事業方式を用いた整備手法（以下、PFIによる整備手法）や民間の知見等を活用するもののPFI法には基づかない事業方式を用いた整備手法（以下、PFI的整備手法）を採用すると仮定した場合の情報を整理・検討し、経済性の評価を行った上、本市において最適な事業手法の選定を行うことを目的とする。

なお、計画策定にあたっては、『火葬場の建設・維持管理マニュアル』（特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会）に準拠して作成すること。

2 業務名

いなべ市新斎場建設に係る基本計画策定及び事業方式選定支援業務

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月13日まで

4 施設概要

現在、本市が管理している火葬場施設の概要は、以下のとおりである。

施設名称	いなべ市北勢斎場
所在地	いなべ市北勢町阿下喜 1678 番地
敷地面積	2463.52m ²
建築面積	602.49m ²
構造	鉄骨造平屋建
施設内容	告別室、待合ロビー、和室2室、前室、炉前ホール、炉室、湯沸室、事務室、倉庫、トイレ、駐車場（15台）
火葬炉設備	人体火葬炉2基、動物炉1基
燃料	灯油

5 建設予定地

いなべ市北勢町阿下喜 31 番地 3（いなべ市北勢斎場隣接地）

6 業務内容

6-1 基本計画の策定

(1) 計画の目的

新斎場建設の目的を整理するとともに、既存施設の状況を取りまとめ、施設整備の必要性について整理する。

(2) 火葬場の現状把握

既存施設の現状について以下の内容を把握する。

- ① 施設概要
- ② 既存敷地及び周辺地域の現状把握
- ③ 火葬件数
- ④ 葬送行為の状況

(3) 必要火葬炉数の算定

必要火葬炉数の算定にあたり、以下の内容に基づいて算定を行う。

① 人口構成及び総人口の予測

男女別年齢別人口は、原則的にはコーホート要因法により推測する。この方法は、すでに生まれている人口については男女別年齢別基準人口から出発し、仮定された男女別年齢別生残率及び社会移動人口比率から男女別年齢別生残数及び移動数を求めて将来年次の男女別年齢別人口を計算する。

② 年間死亡者数の予測

死亡者数は、推計した男女別年齢別人口に、仮定された男女別年齢別死亡率を乗じて合算し、これに死産数を加算して求める。

③ 年間火葬需要量（件数）の予測

年間火葬需要量（件数）は、過去5～10年の実績等を用いて火葬率、本市への持ち込み率、管外率等を算定し、推定する。

④ 必要火葬炉数の算定

計画火葬炉件数は、年間火葬取扱件数等の条件により算出した理論的必要炉数に、故障、保守点検及び補修のための予備炉を加算して算出する。

(4) 火葬場施設の法的基準

火葬場の建設予定地の法的規制条件の整理を行うとともに、自然環境条件、社会環境条件、道路交通条件などの諸条件を取りまとめる。

① 法的規制基準の概要

建設予定地の土地利用条件及び自然環境条件などの各種規制基準の概要を取りまとめる。

② 火葬場建設の関係法令等

火葬場建設に係る関係法令等を取りまとめる。

③ 周辺環境の把握

建設予定地の周辺環境への影響等を取りまとめる。

(5) 斎場施設整備計画

斎場整備にあたっては、住民に違和感を抱かせない明るい施設づくりを心掛

ける必要がある。斎場整備について、以下の項目を取りまとめる。

- ① 斎場施設の機能と施設整備内容
- ② 必要式場数の検討
- ③ 施設整備内容と基本的な考え方
- ④ 建築物の規模と面積試算
- ⑤ 斎場整備にあたっての方針

(6) 建築物計画

新斎場に係る建築物等に関して、以下の項目を取りまとめる。

- ① 基本方針
- ② 基本条件
- ③ 配置計画
- ④ 平面計画
- ⑤ 動線計画
- ⑥ 立面計画・外観イメージ図
- ⑦ 建築構造
- ⑧ 設備計画
- ⑨ 外構・景観計画
- ⑩ 防災計画
- ⑪ 雨水排水計画
- ⑫ 汚水・給水計画
- ⑬ 文化財等調査計画
- ⑭ 建築基準法・都市計画法等の法令遵守をした関連法規の調査
- ⑮ 概算工事費の試算
- ⑯ 事業工程

(7) 火葬炉設備の計画

計画施設に設置する火葬炉設備の炉型式、燃料、燃焼装置、付帯設備等について、以下の項目を取りまとめる。

- ① 火葬炉設備の構成
- ② 火葬炉設備の型式・構造等
- ③ エネルギー対策

(8) 環境保全計画

火葬場は大気汚染防止法による規制対象施設ではないが、一般的な影響を考慮し、火葬することによって発生する排ガス、悪臭、騒音、振動等が周辺環境に影響を与えないように、十分な環境保全対策に努めなければならない。環境保全計画について、以下の項目を取りまとめる。

- ① 環境保全対策

- ② 環境保全目標値の設定
- (9) 生活環境影響調査予測条件の設定
 - ① 事業概要の整理
 - ② 施工計画の設定
 - ③ 施設供用時の影響要因の設定

6-2 事業方式選定支援

- (1) 基本事項の整理、事例調査
新斎場建設をPFIによる整備手法やPFI的整備手法により整備する場合の基本的事項（新斎場整備基本計画の把握、全国類似事例調査、想定される事業スキーム、対象業務範囲の設定等）について整理と検討を行う。
- (2) 民間事業者の参入意向調査
事業方式毎に民間企業の意向調査（参入意向調査、事業費調査）を行い、調査結果の取りまとめを行う。
なお、調査を行う民間企業については、市と協議の上、選定すること。
- (3) リスク分担の検討
事業スキームにおいて想定される効果とリスクについて整理を行い、新斎場が長期にわたり安定した運営を行うためのリスク分担表の検討を行う。
- (4) 経済性の評価
VFMシミュレーションの前提条件の整理を行い、事業方式毎にコストの検討（PSC、PFI-LCC、DBO-LCC、DB+O-LCC、VFMシミュレーション）を行う。
- (5) 事業手法の総合評価
調査結果（参入意向調査結果、事業費調査結果）及びVFMシミュレーション結果を基に本事業の事業方式について総合評価を行う。
- (6) 事業スケジュールの検討、実施に向けた課題整理
事業化に向けた概略スケジュール等について概略検討を行うと共に事業方式毎に課題等を整理する。
- (7) 調査・検討結果の取りまとめ
資料編として、本業務において実施した調査結果及び検討結果の取りまとめを行う。
また、本業務において使用したPFI用語をPFI用語集として整理する。

7 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の遂行にあたり、建築基準法・都市計画法等関係する法令、条例、規則、細則、通知等を遵守しなければならない。

8 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料は原則的には受託者が収集するものであるが、本市が保有しているもので業務の遂行に必要な資料は貸与するものとする。

ただし、貸与した資料については、そのリストを作成し本市に提出し、業務終了後、速やかに返納すること。

9 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を厳守するとともに、業務を堅持するよう努めなければならない。

10 秘密の保持

受託者は、中立性を厳守すると共に、業務上知り得たすべての事項について、第三者に漏らしてはならない。

11 配置技術者

受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、次の各号に掲げる全ての技術者を配置し、当該技術者は当該各号に定める要件を満たすものとする。この場合において、当該技術者は3か月以上の恒常的な雇用関係にある自社の社員とする。

- (1) 管理技術者 1級建築士の資格を有していること。なお、管理技術者は照査技術者を兼ねることができない。
- (2) 照査技術者 技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環（廃棄物管理、廃棄物処理及び廃棄物管理計画を含む）の資格を有していること。
- (3) 担当技術者 平成27年度以降に地方公共団体又は事務組合が発注する火葬場の新設に係る基本計画策定業務又は事業手法検討業務の履行実績を有していること。前記委託業務には、測量、環境アセスメントに係る業務は含まない。なお、担当技術者は管理技術者及び照査技術者を兼ねることができない。

12 費用負担

本業務の履行に係る諸経費について、特別な場合を除き、すべて受注者の負担とする。

13 業務の変更

本業務の実施に際し、既定業務内容の変更又は当該業務以外の調査、計画等の必要が生じた場合は、市と受注者が業務内容及び業務委託料等について、協議を行うものとする。

なお、業務内容の変更に必要な資料は、受注者が作成する。

14 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了時には、下記書類を提出し承諾を受けること。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者選任通知書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務計画書
- (5) 業務完了届
- (6) 成果品
- (7) その他必要な書類

15 関係官公署との協議

受託者は、関係官公署と協議を行うとき、若しくは協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたり、その内容は遅滞なく本市に報告しなければならない。

16 議事録

受託者は、打ち合わせ及び協議の都度、議事録を作成し本市に提出して双方確認するものとする。

17 疑義

本仕様書記載事項及び業務遂行上疑義が生じた時は、速やかに本市と協議し、業務に支障のないように努めなければならない。

18 検査及び引き渡し

受託者は、業務完了時に本市の検査を受けなければならない。

業務の検査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し業務の完了とする。なお、納品後、成果品の内容に誤記・違算があった場合は速やかに訂正し、再度提出しなければならない。

19 その他

本仕様書に記載している業務の全部又は一部を発注者の許可なく、第三者に委託してはならない。

本仕様書は業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記なき事項については、本市と協議の上これを決定する。

20 成果品

受注者は、次の成果品を提出するものとする。なお、成果品の作成に当たっては、編集方法等について、あらかじめ発注者と協議の上、作成するものとする。

【基本計画策定業務】

- | | | |
|------------------------------|-------|------|
| (1) 新斎場建設に係る基本計画策定業務報告書 | A 4 判 | 50 部 |
| (2) 新斎場建設に係る基本計画策定業務報告書（概要版） | A 4 判 | 50 部 |
| (3) 新斎場建設に係る基本計画策定に係る各種図面 | | 1 式 |
| (4) 打ち合わせ議事簿 | | 1 部 |
| (5) その他資料（発注者が指示する書類） | | 1 式 |
| (6) 上記を記録した電子データ（CD-ROM 等） | | 1 式 |

【事業方式選定支援業務】

- | | | |
|--------------------------------|-------|------|
| (1) 新斎場建設に係る事業方式選定支援業務報告書 | A 4 判 | 50 部 |
| (2) 新斎場建設に係る事業方式選定支援業務報告書（概要版） | A 4 判 | 50 部 |
| (3) 打ち合わせ議事簿 | | 1 部 |
| (4) その他資料（発注者が指示する書類） | | 1 式 |
| (5) 上記を記録した電子データ（CD-ROM 等） | | 1 式 |